

生活環境保全のための 新たな対応策検討会議（第1回）



令和4年2月25日（金）

本日の議題

- 1 検討会議について
- 2 発生事例について
 - ・ 事例の状況と環境影響
 - ・ 問題点とその発生理由・背景
- 3 類似の問題点がある対象物の洗い出し

事例1 __ 事例の状況と環境影響

- ① 有機性汚泥や廃石膏ボード粉等を混ぜた産業廃棄物を堆肥原料と称して、無許可※1で多量に受け入れ、野積み
- ② 県が代執行により、堆積物からの高濃度硫化水素の発生を防止

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)(廃棄物の受け取りには、廃棄物処理業の許可が必要)



環境影響

・高濃度硫化水素の発生 ・悪臭 ・景観の悪化

3

事例1 __ 問題点とその発生理由・背景

問題点①: 廃棄物認定に時間を要し、多量の廃棄物が搬入・放置

【発生理由・背景】

- ・ 廃棄物は売却できない不要物であるが、廃棄物か否かの認定には、「物の性状」、「取引価値」、「持ち主の意思」等を「総合的に判断」する必要がある。本事例の搬入物は、廃棄物中間処理業者によって一旦処理されており、外観からは、「堆肥原料(有機物)」である。」という事業者の主張を覆すことが困難であった。
- ・ 肥料製造方法に規制等がないため、事業者が「堆肥製造のため熟成中」と主張して、搬入物を放置していた行為を、不適切と判断することが困難であった。
- ・ 廃棄物と認定する前に、搬入を一時停止する仕組みがない。
- ・ 遵法意識がなく、処理費を得るために、無許可で廃棄物処理業を行おうとする事業者が存在する。

問題点②: 事業者が改善せず、県が代執行

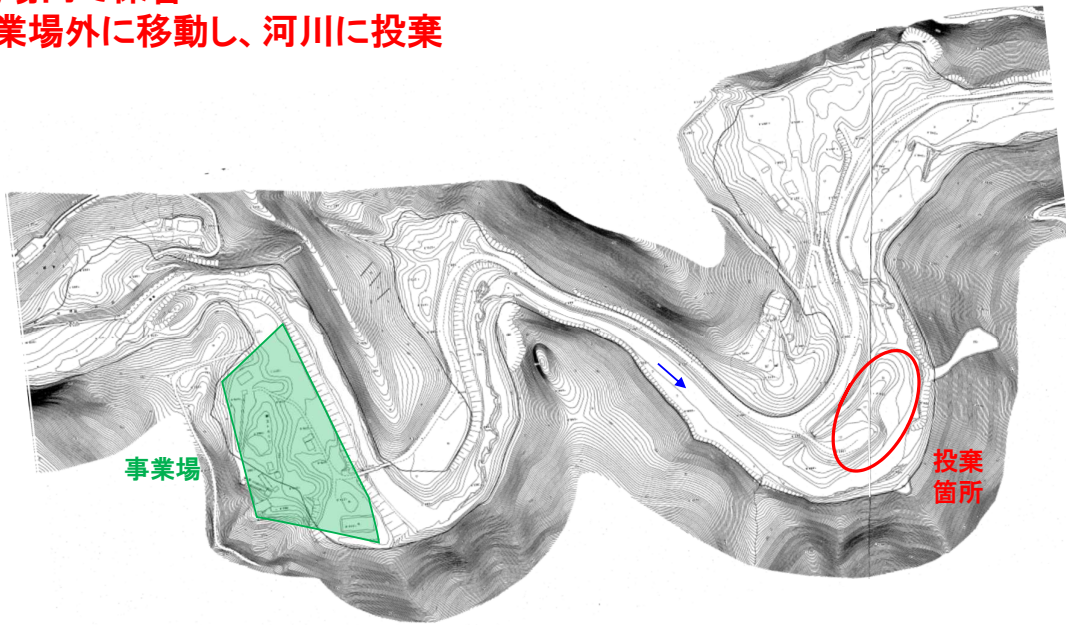
【発生理由・背景】

- ・ 堆積物の廃棄物認定後、事業者に撤去を命令したが期限までに履行されず、硫化水素による周辺環境への影響が生じるおそれがあったため、県が硫化水素対策を実施せざるを得なかった。

4

事例2__事例の状況と環境影響

- ① 土砂分を含む濁り水の処理により多量に発生する無機性汚泥(廃棄物)を、
事業場内で保管
- ② 事業場外に移動し、河川に投棄



環境影響

・河川の濁り

5

事例2__問題点とその発生理由・背景

問題点①: 多量に発生する無機性汚泥の処理や活用が進まない

【発生理由・背景】

- ・ 最終処分場での埋立処理には、多大な処理費用がかかる。
- ・ 無機性汚泥を処理(脱水・造粒等)したものは、リサイクル資材(埋め戻し材等)として一定の需要があるものの、需給バランスがとれにくい。

問題点②: 廃棄物処理法・河川法に違反して無機性汚泥を投棄

【発生理由・背景】

- ・ 廃棄物を、排出者自らが、事業場外へ移動等することに係る届出などの制度はなく、廃棄物の移動状況を早期に確認できなかった。

6

事例3__事例の状況と環境影響

- ① 北杜市内の事業者が、**無許可※1**で**大量の土砂による盛土を実施**
- ② 事業者は県の**是正指導に応じず盛土が残置**

※1 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例(面積3,000㎡以上の土砂の埋立て等を規制)



環境影響

・土砂の流出

7

事例3__問題点とその発生理由・背景

問題点①:無許可で大量の土砂を盛土

【発生理由・背景】

- ・ 違法な土砂の埋立て等の行為は、人目を避けて山間地等の奥地で行われることが多く、早期に確認できなかった。

(違反内容) 条例に基づく知事の許可を得ずに3,000㎡以上の盛土を行ったこと

問題点②:事業者が是正指導に応じず盛土が残置

【発生理由・背景】

- ・ 事業者には是正指導を行ってきたが、これに従わないことから、条例に基づく措置命令を発出したところであり、これに応じない場合には条例の罰則(二年以下の懲役又は百万円以下の罰金)を科すための告発を行う予定。

8

類似の問題点がある対象物の洗い出し

各事例の問題点

事例1（堆肥原料）

- ① 廃棄物認定に時間を要し、多量の廃棄物が搬入・放置
- ② 事業者が改善せず、県が代執行

事例2（無機性汚泥）

- ① 多量に発生する無機性汚泥の処理や活用が進まない
- ② 廃棄物処理法・河川法に違反して無機性汚泥を投棄

事例3（土砂）

- ① 無許可で大量の土砂を盛土
- ② 事業者が是正指導に応じず盛土が残置

洗い出しの観点

1

有価物か廃棄物かの判断が難しく大量放置につながるおそれがあるもの

2

多量に発生する廃棄物で重大事案化するおそれがあるもの

9

余 白

洗い出しの観点①

有価物か廃棄物かの判断が難しく 大量放置につながるおそれがあるもの

対象物	大量放置につながる理由
堆肥原料 (事例1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機性汚泥処理物などの堆肥原料は、製品との間に明確な仕分けがなく、有価物か廃棄物かの判断が難しい。 ・ 発酵過程に時間を要するため、製造時に一定量が保管される。
木くずチップ 使用済タイヤ 使用済プラスチック製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要が変動するため価格が不安定であり、有価物か廃棄物かの判断が難しい。 ・ 製品需要が少ないときに場内に大量に保管される。
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場価格下落時には、買い取った金属くずが大量に保管される。

洗い出しの観点①

対象物のイメージ

木くずチップ



使用済タイヤ



使用済プラスチック製品



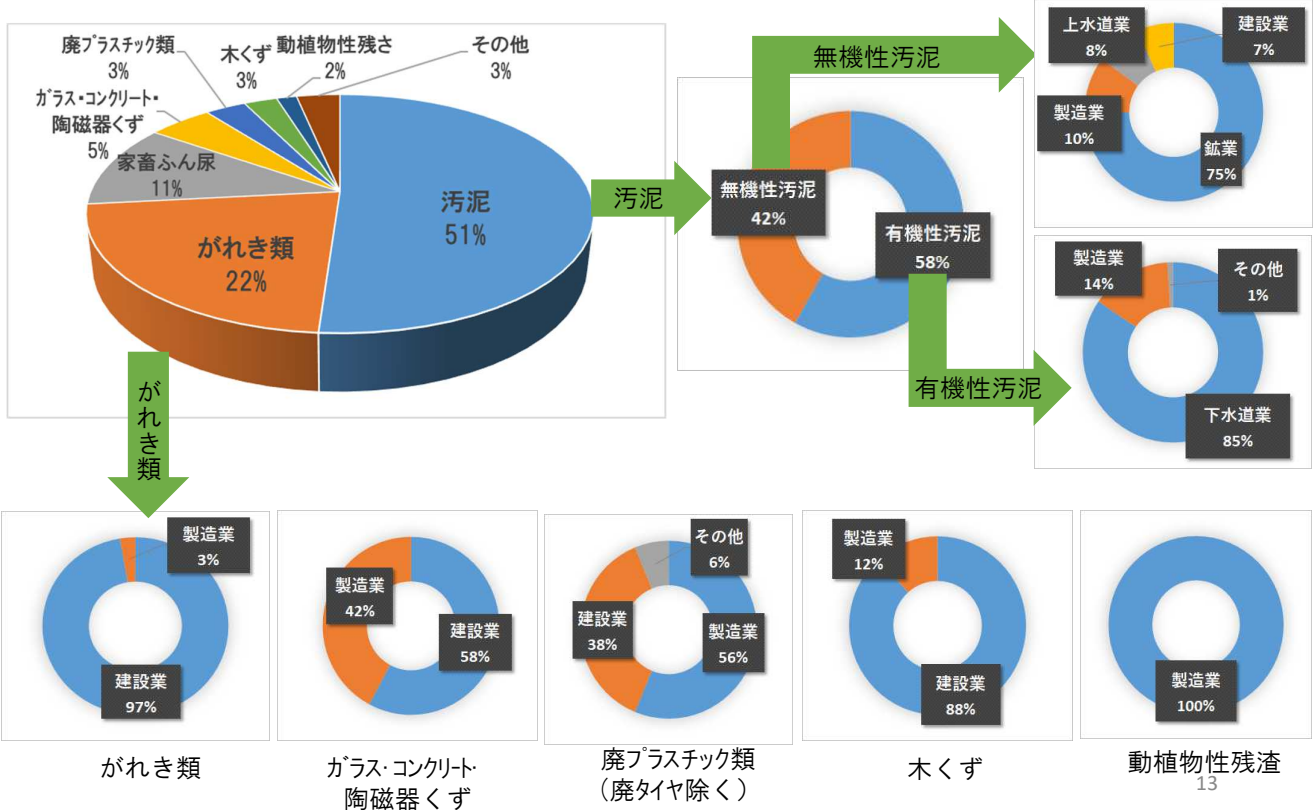
金属くず（雑品スクラップ）



洗い出しの観点②

県内で多量に発生する廃棄物

【産業廃棄物の種類別の排出割合】 令和元年度山梨県産業廃棄物実態調査（H30年度実績）

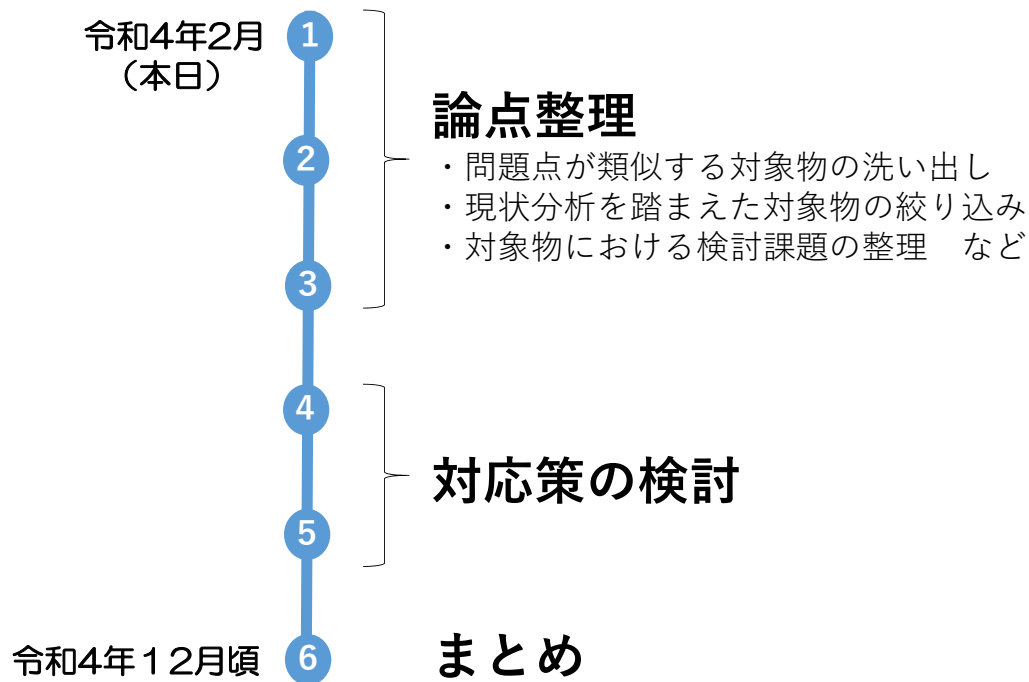


洗い出しの観点②

検討対象の整理

産業廃棄物の種類	業 種
無機性汚泥	鉱業・製造業・上水道業・建設業
有機性汚泥	下水道業・製造業
がれき類	建設業
家畜ふん尿	畜産農業
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	建設業・製造業
廃プラスチック類(廃タイヤを除く)	製造業・建設業
木くず	建設業・製造業
動植物性残さ	製造業

検討のスケジュール(案)



※ 検討のスケジュールについては、進捗状況に合わせて変更となります。

主にご意見をいただきたい点

〔総論・方向性〕

- 1 土砂や廃棄物等に係る不適切な取り扱いが、本県の住民生活や各種産業に及ぼす影響・支障について、どのように考えるか。
- 2 包括的な対応策を検討する当たり、県に期待する点は何か。
また、特に留意すべき点は何か。

〔本日の議題〕

- 3 土砂や廃棄物等について、他に検討すべき環境影響や問題点があるか。
- 4 対象物の洗い出しの観点は妥当か。
また、他に検討すべき対象物があるか。